

1. 復興特区関係及び福島関係

(1) 復興特区税制及び福島特措法税制に関する所要の措置

復興特区税制について、東日本大震災復興加速化のための与党第8次提言（令和元年8月5日総理手交）等を踏まえ、対象地域を重点化した上で、適用期限を延長すること及び福島については、福島特措法税制に一元化することについて必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。

（参考）東日本大震災復興加速化のための与党第8次提言（令和元年8月5日総理手交）（抄）

Ⅱ. 地震・津波被災地域の復興の「総仕上げ」

3 産業・なりわいの再生

- 津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、復興特区法の見直しにより、対象地域を重点化した上で、復興特区税制の適用期限を適切に延長することについて検討すること。福島については、福島特措法の見直しにあわせ、福島特措法税制に一元化することを検討すること。

(2) 帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長

避難解除区域等（注）内において、帰還環境整備推進法人に対し、土地を集約化する事業の用に供される土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を3年間延長する。

（注）避難解除区域等：避難解除区域、避難指示解除準備区域、認定特定復興再生拠点区域。